

告示

埼玉県告示第百九十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十八年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一件名

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十八年三月十二日（土）午前九時三十分から十時三十分まで

所沢市柳瀬まちづくりセンター 学習室一

イ 平成二十八年三月十二日（土）午後一時から二時まで

東京都清瀬市下宿地域市民センター

ウ 平成二十八年三月十二日（土）午後三時から四時まで

新座市役所第二庁舎 会議室二

エ 平成二十八年三月十三日（日）午前九時十五分から十時十五分まで

富士見市みずほ台コミュニティセンター 第三集会室

オ 平成二十八年三月十三日（日）午前十一時から正午まで

志木市立柳瀬川図書館 視聴覚室

カ 平成二十八年三月十三日（日）午後一時から二時まで

三芳町立中央公民館

キ 平成二十八年三月十三日（日）午後三時から四時まで

朝霞市役所本館五〇一会議室

三 都市計画決定権者の名称

新座市

四 意見を聴こうとする事項

新座市が作成した新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見